

|              |                                                                                                                                                   |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 技術標準はイノベーションを阻むのか?知財紛争の最近の動向と今後の課題                                                                                                                |
| Author(s)    | 吉川, 里奈                                                                                                                                            |
| Citation     | 年次学術大会講演要旨集, 40: 492-493                                                                                                                          |
| Issue Date   | 2025-11-08                                                                                                                                        |
| Type         | Conference Paper                                                                                                                                  |
| Text version | publisher                                                                                                                                         |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/10119/20107">https://hdl.handle.net/10119/20107</a>                                                               |
| Rights       | 本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management. |
| Description  | 一般講演要旨                                                                                                                                            |

## 1 F 2 4

### 技術標準はイノベーションを阻むのか？知財紛争の最近の動向と今後の課題

○吉川里奈（日大）

#### 1. はじめに

##### 技術標準の重要性

我々の生活は、スマートフォン、Wi-Fi、Bluetooth など、様々な技術に支えられている。これらの技術が円滑に機能するのは、異なる企業の製品間でも共通のルール（技術標準）が存在し、国際的な標準化を通じて世界的に利用可能となっているからである。標準化は本来、イノベーションを促進するために機能しており、標準化にあたり必ず使わざるを得ない特許を「標準必須特許 (Standard Essential Patent の頭文字をとり SEP と呼ばれている。以下「SEP」という。）」という。この SEP をめぐって、国際的な争いが近年増加している。本発表では、SEP をめぐる国際的な紛争の最近の動向を分析し、法的課題と解決策について考察する。

##### 標準必須特許 (SEP)

SEP とは、前述の通り技術標準を実施するために回避できない特許を指す。標準に準拠する製品を製造する場合、その特許を必ず実施することになるため、実施者はライセンスを受けざるを得ない。SEP は、標準化が広く社会的に利益をもたらす一方で、SEP の特許権者に強い力を与える。このため標準化団体は SEP の特許権者に対して、「FRAND (Fair, Reasonable, Non-Discriminatory の頭文字をとり FRAND と呼ばれており、公正、合理的、非差別的であることを示す。以下「FRAND」という。) な条件」でライセンス提供する義務を課している。しかし、FRAND 義務には明確な基準はなく、解釈は国や事案によって異なっている。その曖昧さが交渉当事者の戦略的行動を誘発し、イノベーションに負の影響を及ぼす。代表的な現象がホールドアップとホールドアウトである。

##### ホールドアップとホールドアウト

ホールドアップとは、SEP の権利者が優位性を利用し、過大なライセンス料を請求することをいう。実施者は、すでに標準準拠の製品の開発および製造に多大な投資を行い、また他技術への切り替えが不可能な状況であるため、過大なライセンス料の請求を受け入れざるを得ない。これは、市場競争が歪められ、消費者利益も損なわれる可能性がある。

ホールドアウトとは、SEP 実施者が、正当なライセンス交渉を意図的に遅延させることをいう。交渉、訴訟の長期化を逆手に取り、ライセンス料の支払いを先送りしながら、製品販売を継続する戦略である。これにより、SEP の権利者は正当な対価を得られず、研究開発可能性が低下し、将来の技術開発の資金や機会を損失する可能性がある。

いずれもイノベーションを阻害する要因であり、また、最近の SEP をめぐる国際紛争の多くは、ホールドアウトが起因となる傾向が見られる。

#### 2. 最近の国際紛争

2000 年頃までは、ホールドアップへの懸念が多く、世界的に SEP の権利者に不利な判決を下す裁判が続いていた。日本において行われた Apple v. Samsung の判決（知財高裁平成 26 年 5 月 16 日判決、平成 25 年（ネ）第 10043 号、東京地裁平成 23 年（ワ）第 38969 号）もその一例であり、差し止め請求の権利濫用やライセンス交渉の信義則が議論され、ガイドラインの提供が行われている。しかし、ここ 25 年は、SEP の実施者が自分たちの有利な立場を利用したホールドアウトの問題が顕著となり、ドイツまたは欧州裁判所で行われた Huawei v. ZTE (C -170/13) , Sisvel v. Haier 判決 (KZR 36/17) をきっかけに SEP の権利者有利な判決が下されるがこととなってきた。また、SEP に関する紛争は、国境を超えて展開されており、各国の裁判所の判断が競合する状況が生じている。英国 (Unwired Planet v. Huawei, [2020] UKSC 37)、中国 (Oppo v. Nokia, [2021] Yu Min Chu 1232) の裁判所は、国内案件にとど

まらず、「グローバルな FRAND 料率」を算定する判決を下しており、当事者は自己に有利な裁判地を求めて訴訟を提起する「フォーラム・ショッピング」を行う傾向を強めている。また、他国での訴訟を禁じる「控訴差止命令（Anti-suit Injunction, 以下略して「ASI」という）」や対抗措置である「反 ASI（Anti Anti-suit Injunction）」が頻発し、国際的な司法競合を引き起こす要因となっており、SEP をめぐる法的不安定性が高まっている。こうした状況を背景に欧州委員会による新たな調停制度の提案、仲裁等の裁判外紛争解決手続き（Alternative Dispute Resolution, 以下略して「ADR」という。）の活用も模索されているが、迅速性と柔軟性の点では注目されているものの、当事者の合意を前提とする解決のため、実効性や中立性については十分に機能しておらず、課題が残る状況である。

### 3. 今後の課題

FRAND 義務の曖昧さや、不当な差止請求（ASI）といった課題が、その力を妨げているのが現状である。これらの問題を解決するため、①FRAND ルールの国際的な明確化、②国際的な司法協調のプラットフォーム構築、③実効性のある紛争解決メカニズムの設計が必要であると考えられる。

① FRAND ルールの国際的な明確化：各国が協力し、FRAND 条件に関する共通のガイドラインや判例を形成し、法的予測可能性を高めること。

②国際的な司法協調のプラットフォーム構築：裁判以外の紛争解決の仕組みにより、迅速かつ円滑な解決ができる仕組みを作ること

③標準化機関の役割再考：紛争が起きる前に、特許ルールの透明性を高め、交渉の円滑化を支援すること。

これらの取り組みは、SEP 保有者にはイノベーションへの投資を促すインセンティブを与えつつ、新たな技術の市場導入を妨げない、公正で競争的な市場環境を維持するために不可欠である。技術標準とイノベーションの持続可能な共存を実現するためには、国際的な議論と協力が今後ますます重要となる。

### 4. 考察・まとめ

技術標準の本来の目的は、技術普及と市場拡大を促すイノベーションの基盤作りであり、SEP の存在はそれらを支える重要なものであるが、特許権の独占排他性と標準の公益性という正反対の性質を持っている。SEP 紛争の激化は、研究開発投資へと金銭的かつ機会的損失を助長させてしまい、イノベーションの基盤であるどころか、阻害要因ともなり得る。標準化の恩恵を最大化するためにも SEP に関するルール設計は不可欠であるため、引き続き研究に取り組む。

### 参考文献

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240115001/20240115001.html>

<https://webdesk.jsa.or.jp/img/membercontents/20190712-3.pdf>

<https://keiyaku-watch.jp/media/hourei/hyojyunhissu-tokkyo/>

[https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JIPAJ17-3PDF/17-3\\_p005-014.pdf](https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JIPAJ17-3PDF/17-3_p005-014.pdf)

<https://keiyaku-watch.jp/media/hourei/hyojyunhissu-tokkyo/>

[https://www.jisc.go.jp/international/international\\_standardization.html](https://www.jisc.go.jp/international/international_standardization.html)

<https://www.epo.org/en/news-events/press-centre/press-release/2025/1359956>

<https://www.iam-media.com/article/what-watch-out-in-the-sep-landscape>

<https://www.businesslawyers.jp/articles/884>

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/rev-seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>

<https://www.patest.co.jp/microsoft-corp-対-motorola-inc-事件/>

「標準化必須特許を巡る紛争処理への考察—日本法に基づいて—」2014 年、早稲田大学大学院法学研究科 蔡万里

「FRAND 条項をめぐる法的考察」2014 年、同上

「標準必須特許ハンドブック第 3 版」2025 年、FRAND 研究会